

厚生労働省発生食 0926 第 3 号
令和元年 9 月 26 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

ZGL 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ



ZGL 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「ZGL 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」については、令和元年9月6日付けで DSM 株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Aspergillus niger* ISO-528 株を宿主とし、*Penicillium chrysogenum* 由来のグルコースオキシダーゼ遺伝子の導入等を行った ZGL 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来のグルコースオキシダーゼと相違ない。